

大分県報

令和五年
第四〇四号
四月二十八日

（金曜日）

目次

告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

公告

土地改良区の役員の就退任……………二

正誤

令和五年四月十四日付け大分県報第四〇〇〇号に登載の公告（県営土地改良事業の工事の完了）中の訂正……………三

○告示

大分県告示第二百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和五年四月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和五年四月二十八日

大分県報（告示）

| | | | | | | | |
|------|---------|----------------------|---------|------------------------|--------|--|--------------------------------|
| 脇区2号 | 佐伯市大字鶴望 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 平成十八年三月三十一日大分県告示第三百七十号 | 別図のとおり | 法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項 | （「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。） |
| 脇区2号 | 佐伯市大字鶴望 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 平成十八年三月三十一日大分県告示第三百七十号 | 別図のとおり | 法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項 | （「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。） |

大分県告示第二百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年四月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| | | | | | | |
|------|---------|----------------------|---------|--------|--------|--------------------------------|
| 脇区2号 | 佐伯市大字鶴望 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 別図のとおり | 別図のとおり | （「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。） |
| 脇区2号 | 佐伯市大字鶴望 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 別図のとおり | 別図のとおり | （「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。） |

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年四月十七日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年四月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九〇一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一八、一八八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、一八九人
別府市 三一、五六〇人

| | |
|---------|---------|
| 中津市 | 二二、六五〇人 |
| 日田市 | 一七、四七四人 |
| 佐伯市 | 一九、三九八人 |
| 白杵市 | 一〇、五〇五人 |
| 津久見市 | 四、七〇七人 |
| 竹田市 | 五、八三〇人 |
| 豊後高田市 | 六、一四八人 |
| 杵築市 | 七、八五〇人 |
| 宇佐市 | 一五、〇一四人 |
| 豊後大野市 | 九、七〇五人 |
| 由布市 | 九、三五一一人 |
| 国東市・姫島村 | 八、一九六人 |
| 日出町 | 七、八〇二人 |
| 九重町・玖珠町 | 六、六三四人 |

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、白水井路土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和五年四月二十八日

（退任役員）

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|----------------|
| 理事 | 堀 義隆 | 竹田市荻町宮平三五六六番地二 |
| 〃 | 松下 浩二 | 〃 荻町西福寺五三七一番地一 |
| 〃 | 大崎 晋太郎 | 〃 荻町西福寺五四〇二番地 |
| 〃 | 相馬 郁史 | 〃 荻町鳴田六七五四番地 |
| 〃 | 赤木 正幸 | 〃 荻町西福寺五九四一番地 |

| | | | |
|---|------|---|--------------|
| 〃 | 米田 盛 | 〃 | 荻町鳴田六七五九番地 |
| 〃 | 大森英功 | 〃 | 荻町西福寺五五八六番地一 |

(就任役員)

| 役名 | 氏名 | 住 | 所 |
|----|------|----------------|---|
| 理事 | 工藤厚憲 | 竹田市荻町西福寺六一三八番地 | |
| 〃 | 高山雄一 | 〃 荻町西福寺五七六一番地 | |
| 〃 | 後藤克明 | 〃 荻町宮平三七六四番地三 | |
| 〃 | 工藤哲也 | 〃 荻町鳴田六六二八番地 | |
| 〃 | 後藤辰幸 | 〃 荻町西福寺五四二九番地 | |
| 〃 | 阿南 徹 | 〃 荻町鳴田六四二五番地 | |
| 〃 | 大森英功 | 〃 荻町西福寺五五八六番地一 | |

○正 誤

了) 中の訂正
 令和五年四月十四日付け大分県報第四〇〇号に登載の公告(県営土地改良事業の工事の完

| | | | | |
|-----|---|-------|---------|---------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 一 | 下 | 右から十二 | 平二六・四・八 | 令四・一・二四 |